

愛媛県高等学校体育連盟規約

第1章 名称及び所在地

第1条 本連盟は、愛媛県高等学校体育連盟（以下「連盟」という。）と称す。

第2条 連盟は、事務局を会長又は理事長の在任校に置く。

第2章 目的

第3条 連盟は、愛媛県内の高等学校（中等教育学校後期課程を含む。以下同じ。）における体育活動の健全な発展を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 体育的行事に関する審議
- 2 生徒及び教職員に関する体育大会の開催
- 3 体育に関する調査研究
- 4 全国・四国高等学校体育連盟及び各種体育団体との連携
- 5 その他、連盟の目的達成に必要な事項

第4章 組織

第5条 連盟は、愛媛県高等学校生徒及び教職員をもって組織し、東・中・南予地区別に支部を置く。

第6条 連盟に、競技種目別の専門部を置く。その細則は、別にこれを定める。

第5章 役員

第7条 連盟に、次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 3名
- 3 事務・会計担当副会長 1名

（会長と理事長の配置校が異なる場合、理事長の勤務する学校の校長を事務・会計担当副会長とすることができる。）

- 4 理事長 1名
- 5 事務局長 1名
- 6 理事 若干名（内常任理事若干名）
- 7 監事 3名（各支部1名）
- 8 顧問 若干名
- 9 専門部長 各専門部1名
- 10 専門委員長 各専門部1名
- 11 評議員 加盟校の校長1名、教職員全・定・通・分各1名

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 会長は、連盟を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務・会計担当副会長は、特に必要と認められる場合には、会長の代決をすることができる。
- 4 理事は、連盟の事業執行及び会務の処理にあたる。
- 5 理事長は、理事会を代表し、会務の処理にあたる。
- 6 監事は、会計を監査する。
- 7 顧問は、重要事項に関し会長の諮問に応ずる。
- 8 専門部長は、専門部を代表し、専門部の事務を総括する。
- 9 専門委員長は、専門部の事務を処理する。

第9条 役員を選出は、次のとおりとする。

- 1 会長、副会長は、評議員会において選出する。
- 2 理事は、評議員会において地区別に選出する。常任理事は、各支部理事より1名選出し、会長がこれを委嘱する。
- 3 必要により会長委嘱の理事及び常任理事を置くことができる。
- 4 理事長は、理事がこれを互選する。
- 5 監事は、評議員会において推薦し、会長がこれを委嘱する。
- 6 顧問は、理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。ただし、理事を兼ねることはできない。
- 7 専門部長は、評議員会において推薦し、会長がこれを委嘱する。
- 8 専門委員長は、理事会において選出し、会長がこれを委嘱する。

第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 会議

第11条 評議員会は、会長がこれを招集し、予算、決算、事業その他の重要事項を審議する。

第12条 評議員会は各支部評議員会及び校長評議員会とする。

第13条 各支部評議員会は、校長を除く教員（全・定・通各1名）で構成する。

第14条 理事会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

第15条 緊急な事項は、常任理事会が代行し、次の理事会に報告する。常任理事会は、会長がこれを招集する。

第16条 会議は、構成員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状は出席と認める。

第7章 会計

第17条 連盟の経費は、加盟校の会費、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第18条 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第19条 予算は、理事会で編成し、評議員会の決議を経て定める。決算は、監事の監査を経て評議員会の承認を得る。

第8章 その他

第20条 この規約は、評議員会の決議をもって決定する。

附 則

この規約は、昭和26年4月1日から施行する。

（平成14年4月16日 一部改正）

（平成15年4月22日 一部改正）

（平成17年4月20日 一部改正）

（令和2年4月17日 一部改正）